

第78回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード：8046



開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 5階会議室

議案	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役5名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	取締役等に対する業績連動型 株式報酬制度導入の件

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

丸藤シートパイル株式会社は、本年、創業100周年という大きな節目を迎えることができました。これもひとえに、長年ご支援くださった皆様のご厚情の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当社の原点は、1923年の関東大震災に端を発します。復興事業に用いられた鋼矢板の再利用に着目し、1926年の創業以来、シートパイル事業を核として社会インフラ整備に貢献してまいりました。100年の歩みの中で、私たちは現場と真摯に向き合い、多くの山留工事を通じて社会の基盤を支え続けてきました。こうした積み重ねは、当社の信頼と実績の証であり、「留めた100年」に込めた誇りそのものです。

今後は、これまで培ってきた価値を次世代へと継承し、変化する社会の中においても確かな技術と人間力で人と社会を支える存在であり続けます。また、伝統に安住することなく、新たな価値創造への挑戦を継続してまいります。

「留めた100年、支える100年、止まらない挑戦」

この言葉を胸に、次の100年へ歩みを進めてまいります。今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2026年6月



代表取締役社長
羽生 成夫

株 主 各 位

証券コード 8046
(発送日) 2026年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日
東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号
(本店事務所 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号)

丸藤シートパイル株式会社

代表取締役社長 羽 生 成 夫

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.mrfj.co.jp/>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「丸藤シートパイル」又は当社証券コード「8046」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2頁に記載の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 5階会議室
(ご来場の際には末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第78期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mrfj.co.jp/>）及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する
候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

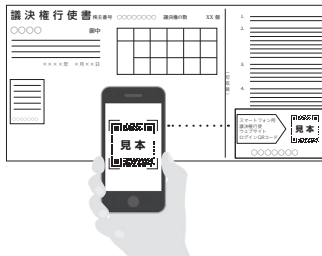
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

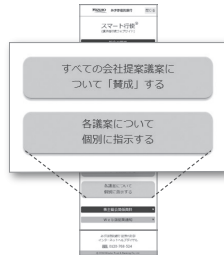
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

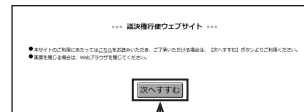
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

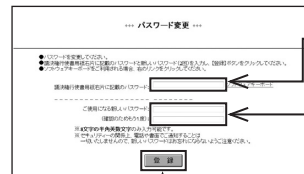
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付けており、業績に裏付けされた安定的且つ適正な利益配分を継続することを基本方針としております。また、2026年5月に発表のとおり、持続的な成長を通じ、財務の健全性を充足することを前提に、配当性向35%以上、また、1株当たり配当金190円（株式分割前、株式分割後は38円）を基軸とした累進配当を行う株主還元方針に変更しております。

当期の剰余金の処分につきましては、2026年3月1日に創業100周年を迎えることが出来ましたことから株主の皆様の日頃のご支援にお応えするための記念配当を加え、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき200円（普通配当190円、記念配当10円）

総額 689,690,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

（注）当社は、2026年4月1日付で当社普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行いました。上記の期末配当金の基準日は2026年3月31日であるため、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役6名全員は任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

は にゅう し げ お
羽 生 成 夫

再 任

生年月日
1959年3月5日
所有する当社の株式数
15,500株
在任年数
9年
取締役会出席状況
15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1991年 1 月 当社入社
2017年 6 月 当社取締役執行役員
2019年 6 月 当社取締役常務執行役員
2022年 6 月 当社取締役専務執行役員
2024年 4 月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

現在に至る

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

主に工事部門の業務に携わり、全店の現業部門の統括責任者として、豊富な経験と深い見識を有しており、代表取締役として経営の重要事項の決定及び経営全般についての確かつ公正な監督に十分な役割を果たしており適任であることから、改めて選任するものであります。

候補者番号 2

や べ た か み つ
矢 部 隆 光

再 任

生年月日
1961年7月20日
所有する当社の株式数
2,500株
在任年数
2年
取締役会出席状況
14/15回

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4 月 三井物産株式会社入社
2013年 1 月 Mi-King s.r.o Joint Managing Director（出向）
2016年 3 月 三井物産スチールトレード株式会社代表取締役社長（出向）
2018年11月 三井物産株式会社鉄鋼製品本部エネルギー・輸送インフラ鋼材事業部
2019年 5 月 PT MICS Steel Indonesia President Director（出向）
2021年 6 月 当社監査役
2024年 4 月 当社取締役常務執行役員、管理本部長（現任）

現在に至る

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

商社鉄鋼部門での豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督などに適任であることから、改めて選任するものであります。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

候補者番号

3

さ か も と し ん い ち
坂 本 慎 一

再 任

生年月日

1965年12月1日

所有する当社の株式数

0株

在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1991年 7 月	当社入社
2016年 6 月	当社関西支店長
2021年 4 月	当社関東支店長
2023年 5 月	当社執行役員関東支店長
2024年 6 月	当社取締役執行役員
2025年 4 月	当社取締役執行役員、営業本部長
2026年 4 月	当社取締役執行役員、事業本部長（現任）

現在に至る

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

主に営業部門の業務に携わり主要支店の責任者として、豊富な経験と深い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督に適任であることから、改めて選任するものであります。

略歴、当社における地位及び担当

1991年10月	青山監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所
1999年11月	公認会計士吉永康樹事務所所長（現任）
2006年 7 月	株式会社財務戦略ナカチ（現 株式会社シーファス） 代表取締役社長（現任）
2024年 6 月	当社社外取締役（現任）
2026年 3 月	株式会社エクセリ 社外監査役（現任）

現在に至る

重要な兼職の状況

公認会計士・税理士吉永康樹事務所 所長
株式会社エクセリ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉永康樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての専門的見地並びに企業経営等に関する豊富な経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員としての当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

4

よ し な が や す き
吉 永 康 樹

再 任

生年月日

1960年8月1日

所有する当社の株式数

0株

在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号

5

せぎねしゅういち

関根修一

再任

生年月日

1953年12月25日

所有する当社の株式数

0株

在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月	弁護士登録 第一東京弁護士会入会
1984年 4 月	酒巻・植松・青木法律事務所
1985年 4 月	青木総合法律事務所
1987年 4 月	青木・関根・田中法律事務所 パートナー弁護士（現任）
2024年 6 月	当社社外取締役（現任）

現在に至る

重要な兼職の状況

青木・関根・田中法律事務所 パートナー弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

関根修一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的見地並びに企業法務等に関する豊富な経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員としての当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する株式数は2026年4月1日の株式分割後の株式数であります。
3. 吉永康樹氏及び関根修一氏は当社の社外取締役であります。
4. 吉永康樹氏及び関根修一氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は吉永康樹氏及び関根修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、吉永康樹氏、関根修一氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は吉永康樹氏及び関根修一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。吉永康樹氏及び関根修一氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。
7. 吉永康樹氏及び関根修一氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
8. 吉永康樹氏及び関根修一氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
9. 吉永康樹氏及び関根修一氏は当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定もなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 吉永康樹氏及び関根修一氏は当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意または重過失の場合は除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(ご参考)

【取締役候補者のスキルマトリックス】

	氏名	当社における 地位	企業経営	営業 業界知識	事業戦略 マーケティング	人事労務 ダイバーシティ 社会性向上	財務・会計	DX IT	学術 技術 環境	リスク マネジメント 法務	国際経験	内部統制 ガバナンス
1	羽生 成夫	取締役社長執行役員	○	○	○			○	○	○		○
2	矢部 隆光	取締役常務執行役員	○		○	○		○			○	○
3	坂本 慎一	取締役執行役員		○	○			○				
4	吉永 康樹	社外取締役	○		○		○					
5	関根 修一	社外取締役				○				○		○

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役内山裕氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

あ べ ま さ の ぶ
阿 部 正 暢
※

生年月日
1966年4月4日
所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位

1990年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
2004年 8 月 中小企業診断士登録
2023年 1 月 あべ中小企業診断士事務所代表（現任）

現在に至る

重要な兼職の状況

あべ中小企業診断士事務所 代表

社外監査役候補者とした理由

阿部正暢氏を社外監査役候補者とした理由は、中小企業診断士としての豊富な経験に基づく高い見識を有し、更に業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり当社の経営に資するところが大きいと判断し、監査役候補者としております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 阿部正暢氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、阿部正暢氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意または重過失の場合は除く）。阿部正暢氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 阿部正暢氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

は ら の ぶ お
原 信 生

生年月日
1969年 7 月 7 日
所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位

1992年 4 月 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）入行
2024年 1 月 原信生税理士事務所 開設（現任）
2025年 8 月 株式会社トラスティオ代表取締役（現任）

現在に至る

重要な兼職の状況

原信生税理士事務所 所長
株式会社トラスティオ 代表取締役

補欠社外監査役候補者とした理由

原信生氏を補欠の監査役候補者とした理由は、税理士としての専門的見地並びに企業会計及び税務に関する豊富な経験を有しており、更に業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり当社の経営に資するところが大きいと判断し、補欠監査役候補者としております。

- （注）
1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 原信生氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 原信生氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額を予定しております。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意または重過失の場合は除く）。原信生氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものです。当社の報酬委員会からは、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。本議案を原案どおりご承認いただいた場合、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額220百万円以内。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

（2）本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び取締役を兼務しない執行役員

（3）信託期間

2026年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2026年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり57,500ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、172,500株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2026年5月13日の終値908円を適用した場合、上記の必要資金は、約157百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり57,500ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は172,500株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、57,500ポイント（うち取締役分として25,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数575個の発行済株式総数に係る議決権数171,380個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.34%です。当社は、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っておりますので、上記発行株式総数は、本株式分割を考慮した記載となります。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会若しくは取締役会において解任の決議がされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部または一部を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

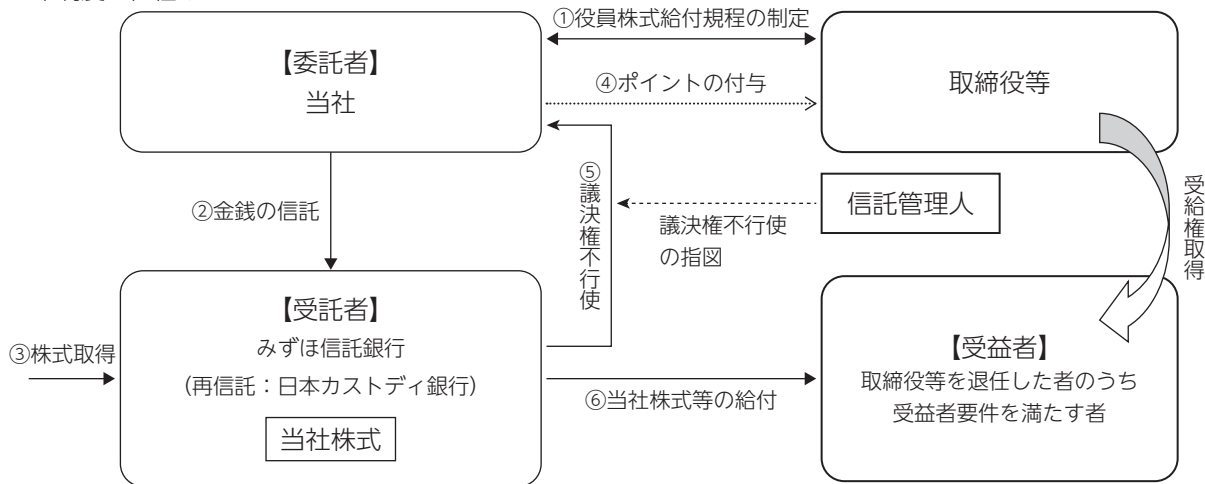
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記（7）の記載に従って取締役等に給付される株式を除く。）については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

事 業 報 告

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や政府の経済対策等を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方で、中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の高騰など、地政学的リスクの高まりによる一層の物価上昇が懸念されることに加え、為替相場の変動や金利上昇などの影響が国内経済の下振れ要因となっており、景気の先行きは不透明な状況が継続しました。

当社グループが属する建設業界におきましては、公共投資や民間の設備投資に底堅さが見られるものの、建設業界の慢性的な人手不足による労務需給の逼迫、建設コストの更なる高騰、時間外労働の上限規制適用に伴う工事の着工遅延や進捗遅れ等の影響が懸念されました。

このような環境の下、当社グループは採算重視の営業活動及び拡販活動に加え、適正な価格改善に取り組むほか、工事受注では地域や現場に最適な高付加価値工法の提案を継続的に強化しながら収益拡大に注力してまいりました。また、経営基盤を強化する一環として茨城工場に覆工板の自動整備ラインを導入、2025年12月に本格稼働し、整備能力・生産性の向上を図っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は403億40百万円（前期比13.4%増）となりました。売上原価は対前期比で原価率が1.3ポイント下降した325億5百万円（前期比11.6%増）、販売費及び一般管理費は57億24百万円（前期比17.3%増）となりました。この結果、営業利益は21億10百万円（前期比33.6%増）となりました。営業外収益6億34百万円（前期比7.2%増）、営業外費用81百万円（前期比12.5%減）を加減し、経常利益は26億63百万円（前期比28.2%増）となり、特別損益及び法人税等を加減算した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は19億65百万円（前期比28.1%増）となりました。

当社の営業の部門は分かれておらず、事業の部門別売上状況は作成しておりません。なお連結子会社は当社資材輸送及び専門基礎工事の一翼を担っております。
当社グループの売上の形態別内訳は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
販 売	12,353	34.7	13,613	33.8
賃 貸	4,656	13.1	5,299	13.1
工 事	12,590	35.4	14,897	36.9
運 送 受 託	3,216	9.0	3,328	8.3
加 工 受 託	2,768	7.8	3,200	7.9
合 計	35,585	100.0	40,340	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は16億35百万円であり、主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

千葉工場	土地	資材置場
茨城工場	建物及び構築物・機械装置及び運搬具	覆工板自動整備ライン
札幌工場	機械装置及び運搬具	多軸穴明機一式
北陸工場	建物及び構築物	新事務所一式
ディ・ケイ・コム(株)	機械装置及び運搬具	杭打機

- ② 重要な固定資産の売却、撤去、減失

本店	資産除去債務見積変更
フジ運輸（株）	車両売却

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題と具体的な取り組みは以下のとおりとなります。

① 「安全・安心を守る」取り組み

当社グループは、「安全・安心を守る」ことを企業理念に掲げ最重要課題と位置付けております。建設関連事業を営む企業として安全の確保は企業存続の前提条件であることを認識し、引き続き「災害の撲滅」を最優先に安全管理体制の強化に取り組んでまいります。協力会社を含めた意識改革の徹底により「作業手順の順守と設備点検の徹底」「不安全行動の排除と安全意識の向上」を実践し、建設現場および工場作業に伴う災害・事故を未然に防ぎ、また、安全衛生面においても心身ともに健康で働ける職場環境を整備に務めてまいります。

② 中期経営計画＜2026－2030年度＞

当社グループでは、2024年度（2025年3月期）からスタートしました現在の中期経営計画で掲げた定量的目標値の連結売上高400億円、経常利益20億円の目標が期間中に前倒しで達成したことから、経営基盤の強化と成長に向けた投資の取り組みが着実に成果に結びついているものと判断しております。そこで、2026年度から新たな中期経営計画をスタートさせ、5年後の2030年度をゴールとして目標達成に取り組んでまいります。これを踏まえ、基本方針と経営戦略につきましては、以下のとおり決めました。

＜基本方針＞

持続的な企業価値向上のため、外部環境の変化に的確に対応し、人材育成ほかの経営力を強化しつつ、事業基盤の強化、事業構造の変革・進化をさらに推進する。

＜経営戦略＞

【企業価値の向上】 ＜投資・財務戦略＞

- 1) 「変革」 稼ぐ力、資本効率
- 2) 「成長」 戦略的な成長投資
 - ・ コア事業の成長 ⇒ 事業の磨きあげ
 - ・ 資産／事業の効率化
 - ・ 新たな収益機会の創出

【企業活力の向上】 ＜非財務戦略＞

- 1) 「経営力」 働き方・人的資本投資
 - ・ 人材確保 ・ 育成 ・ 働き方 ・ 働きがい
 - ・ 人事制度改革（エンゲージメント）
- 2) サプライチェーンの「持続性」構築
 - ・ 協力会社との共生
- 3) 「安心安全」の追求

当社グループは、「国土の発展と社会資本整備への貢献」という経営理念に照らし、コア事業の持続性と成長性を担保するための安心安全なオペレーションによる社会インフラ構築、人的資本経営、協力会社等との共生をより意識した戦略を展開し、業績のさらなる向上と財務の健全性を充足しながら、全てのステークホルダーの期待の応えてまいります。

なお、中期経営計画＜2026-2030年度＞の定量目標は以下のとおりであります。

定量的目標		
収益目標（2031年3月期、連結ベース）	売上高470億円	営業利益30億円
ROE	8%以上	
持続的成長への投資	5年間で100億円	
株主還元	配当性向35%以上 1株当たり配当金38円を基軸とした累進配当	

③資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組み

当社グループでは、対処すべき課題も含めた中期経営計画＜2026－2030年度＞の達成に向けて取り組みながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指してまいります。業績面での伸長により財務の健全性を維持し資本コストや資本収益性を意識した最適な資本構成の実現に向けた取り組みを実施し、配当を中心に継続的な株主還元を強化しながら、ROE、PBRの改善に努めてまいります。内容につきましては、当社ホームページニュースリリース（2026年5月14日 「中期経営計画の策定と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について（アップデート）」）をご参照ください（<https://www.mrfj.co.jp/ir>）。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第75期 2023年3月期	第76期 2024年3月期	第77期 2025年3月期	第78期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高	35,104	34,543	35,585	40,340
経常利益	1,548	1,926	2,077	2,663
親会社株主に帰属する当期純利益	1,038	1,372	1,534	1,965
1株当たり当期純利益	58円04銭	76円67銭	85円74銭	110円60銭
総資産	43,732	43,345	43,969	45,955
純資産	28,219	29,813	30,926	32,733

(注) 当社は、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で分割を実施しております。第75期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジ運輸株式会社	47百万円	100.0%	一般貨物自動車運送事業
ディ・ケイ・コム株式会社	20百万円	100.0%	一般建設機械工事業

(注) 当社の子会社は2社であり、上記子会社は連結子会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループの事業内容は、鋼矢板（シートパイル）、H形鋼、鋼製山留材、覆工板などの建設基礎工事前用鋼製重仮設資材、仮設システム橋梁、各種補強土壁製品、建築用鉄骨加工品などの販売、賃貸及び資材提供に附帯する設計、工事、加工、運送などであります。

(8) 主要な営業所及び工場（2026年 3月31日現在）

① 当社

名 称 (所在地)	
本 店 (東京都中央区日本橋本町一丁目 6 番 5 号) (本店事務所 東京都中央区日本橋本町三丁目 7 番 2 号)	
東 京 支 店 (東京都中央区)	札 幌 支 店 (北海道札幌市)
東 北 支 店 (宮城県仙台市)	関 東 支 店 (埼玉県さいたま市)
名 古 屋 支 店 (愛知県名古屋市)	関 西 支 店 (大阪府大阪市)
道 東 営 業 所 (北海道帯広市)	青 森 営 業 所 (青森県上北郡)
岩 手 営 業 所 (宮城県北上市)	秋 田 営 業 所 (山形県酒田市)
山 形 営 業 所 (山形県酒田市)	茨 城 営 業 所 (茨城県稲敷郡)
千 葉 営 業 所 (千葉県千葉市)	横 浜 営 業 所 (神奈川県横浜市)
新 潟 営 業 所 (新潟県新潟市)	静 岡 営 業 所 (静岡県静岡市)
北 陸 営 業 所 (富山県富山市)	
札 幌 工 場 (北海道江別市)	青 森 工 場 (青森県上北郡)
仙 台 工 場 (宮城県岩沼市)	山 形 工 場 (山形県酒田市)
茨 城 工 場 (茨城県稲敷郡)	千 葉 工 場 (千葉県市原市)
新 潟 工 場 (新潟県新発田市)	名 古 屋 工 場 (愛知県知多郡)
北 陸 工 場 (富山県高岡市)	関 西 工 場 (京都府綴喜郡)

(注) 岩手営業所は2026年4月1日に移転しております。

② 子会社

名 称 (所在地)	
フジ運輸株式会社	(千葉県市原市)
ディ・ケイ・コム株式会社	(東京都江東区)

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
506名	13名増

（注）従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
393名	2名増	45.1歳	18.1年

（注）従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	125百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	75百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	50百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	50百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 14,766,700株

(2) 発行済株式の総数 4,000,000株

(注) 自己株式551,550株を除いた発行済株式の総数は3,448,450株であります。

(3) 株主数 4,308名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 株	持株比率 %
三井物産スチール株式会社	492,700	14.29
住友生命保険相互会社	214,400	6.22
明治安田生命保険相互会社	183,108	5.31
日本製鉄株式会社	165,770	4.81
大樹生命保険株式会社	165,100	4.79
INTERACTIVE BROKERS LLC	122,999	3.57
日本生命保険相互会社	105,839	3.07
丸藤ビル株式会社	104,203	3.02
光通信KK投資事業有限責任組合	86,100	2.50
丸藤シートパイル取引先持株会	69,970	2.03

- (注) 1. 当社は自己株式551,550株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	羽 生 成 夫	社長執行役員
取 締 役	矢 部 隆 光	常務執行役員 管理本部長 環境安全部・経経部・内部統制監査室・経営企画部・業務改革システム部管掌 総務人事部担当
取 締 役	宮 下 典 久	執行役員 環境安全部・内部統制監査室・経経部担当
取 締 役	坂 本 慎 一	執行役員 営業本部長 工場統括部・工事統括部・技術統括部・札幌支店・東北支店・名古屋支店・関西支店管掌 業務統括部担当
取 締 役	吉 永 康 樹	公認会計士、公認会計士・税理士 吉永康樹事務所所長 株式会社エフセリ 社外監査役
取 締 役	関 根 修 一	弁護士、青木・関根・田中法律事務所 パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	米 山 和 希	
常 勤 監 査 役	深 堀 眞 二	
監 査 役	内 山 裕	税理士、内山裕税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役 吉永康樹氏及び関根修一氏は社外取締役であります。
2. 監査役 深堀眞二氏及び内山裕氏は社外監査役であります。
3. 監査役 内山裕氏は税理士の資格を有しております。財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 吉永康樹氏及び関根修一氏、監査役深堀眞二氏及び内山裕氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 2025年6月26日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長加藤七郎氏が任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役吉永康樹氏、関根修一氏、監査役米山和希氏、深堀眞二氏及び内山裕氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社では、第5号議案を原案どおりご承認いただくことを条件に、本定時株主総会終結後の取締役会において当該方針の変更を決議することを予定しており、変更後の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブとなるよう、個々の取締役の役割に応じた固定報酬としての基本報酬、当該事業年度の連結業績を反映する業績連動報酬（賞与および株式報酬）により構成し、個人別の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、毎月支給する固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、経済動向、当社の業績、従業員給与等とのバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、賞与は、各事業年度の連結経常利益を主な指標として設定される係数を基本報酬に乘じた額を毎年一定の時期に支給する。株式報酬は、当社が定める役員株式給付規程に従い、取締役の役位別のポイントに、各事業年度の業績連動係数を乗じて算定したポイントを付与する。取締役退任時に累積したポイント数を、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算し、当社株式等を給付する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会に諮問し、その答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申を踏まえて決定しなければならないこととする。

イ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	124 (10)	93 (10)	31 (－)	－ (－)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	41 (23)	30 (17)	11 (6)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	166 (34)	123 (27)	43 (6)	－ (－)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であります。当該指標を選択した理由は業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。なお、当事業年度を含む経常利益（選定した業績指標）の推移は1．（5）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において年額220百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において年額48百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。
5. 取締役会は、各取締役の基本報酬の額ならびに業績を踏まえた賞与の評価配分の決定は代表取締役社長執行役員羽生成夫に委任しております。委任した理由は、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

ア．重要な兼職先と当社との関係

取締役 吉永康樹氏は、公認会計士・税理士吉永康樹事務所の所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はございません。

取締役 関根修一氏は、青木・関根・田中法律事務所のパートナー弁護士を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はございません。

監査役 内山裕氏は、内山裕税理士事務所の所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はございません。

イ．当事業年度における主な活動状況

取締役会は当事業年度において15回開催しております。

監査役会は当事業年度において13回開催しております。

① 取締役 吉永 康樹氏

当事業年度開催の取締役会には15回のうち全てに出席しております。主に公認会計士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に会計等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

② 取締役 関根 修一氏

当事業年度開催の取締役会には15回のうち全てに出席しております。主に弁護士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業法務等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③ 監査役 深堀 眞二氏

当事業年度開催の取締役会には15回のうち全てに出席しており、監査役会には13回のうち全てに出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて企業経営に関する豊富な経験に基づく高い見識から発言を行っております。

④ 監査役 内山 裕氏

当事業年度開催の取締役会には15回のうち全てに出席しており、監査役会には13回のうち全てに出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて税理士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況（2026年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額	36百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その基本となる「内部統制システムの基本方針」の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人（以下「役職員」という）は法令遵守が企業活動の前提であることを認識しており、当社は、コンプライアンス体制強化のため「コンプライアンス行動規範」の周知徹底を図り、必要な組織の設置、教育等を行う。
- ② 役職員が、「コンプライアンス行動規範」に抵触する事態を発見した場合、コンプライアンス委員会に通報する体制を維持及び向上することに努める。
- ③ コンプライアンス委員会が、重要な問題を取締役会へすみやかに報告できる体制を維持及び向上することに努める。
- ④ 取締役会は、法令、社内規程等の遵守状況について、内部監査室が監査を行う体制を維持及び向上することに努める。また、内部監査室は、他の牽制・監視機能を持つ部門と連携を強化し、監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令、社内規程等に基づき、適切な保存及び管理を行う。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び子会社は、法令及び定款違反その他の事由で損失の危険のある業務執行行為が発見または通報された場合には、原則としてコンプライアンス委員会が、発見または通報された内容とそれがもたらす影響等について検討を加え、その結果を取締役会に報告する。
- ② 取締役は、担当部署においてリスクに対応するため、規則・マニュアル等の制定・配布・研修等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、各業務執行部門において、毎年策定される年度計画に基づき、目標達成のために活動し、取締役会においては、経営計画が当初の予定通り進捗しているか、毎月その結果をレビューし、目標未達の要因分析、改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ② 日常の職務遂行に際しては、職責権限規程及び組織・職務分掌規程に基づき権限の委譲、分掌を行い、各責任者は社内諸規程に定める意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(5) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の企業集団のコンプライアンス統括組織は、当社コンプライアンス委員会とする。
- ② 子会社の取締役、監査役を担当する当社の役職員は、子会社の役職員に必要なレビューを行うなど、それぞれの担当分野において子会社の情報把握に努めると共に、相互に十分な情報の交換を行う。
- ③ 当社子会社の社長は、当社社長に子会社の経営状況について毎月報告を行う。また担当取締役は重要課題について取締役会にも報告する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

専任の監査役補助者は配置していないが、監査役は必要と判断した場合、内部監査室所属の職員に特命の監査を命ずることができるほか、内部監査室は監査役の要望した事項についての監査も実施する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より特命の監査を命じられた職員は、その命令に関しては取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けない。
- ② 内部監査室の人事については、取締役と監査役で意見交換を行う。

(8) 取締役及び使用人の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員は監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 監査役は取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員にその説明を求めることができる。
- ③ 監査役は、取締役、会計監査人とそれぞれ情報の交換を行い、相互の連携を図る。
- ④ 監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑤ 監査役職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかに当該費用または債務を支払うものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムの維持・向上に努める。その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価、必要に応じ是正し、金融商品取引法及び関連法令等との整合性を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 役職員は、「コンプライアンス行動規範」に基づき、反社会的な勢力や活動に対して毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じてはならない。
- ② 総務担当者は、管轄警察署と連携を保ち、関係行政機関主催の研修活動への参加を通じて、反社会的勢力に関する情報収集を行う。
- ③ 反社会的勢力から接触があった場合、総務人事部が中心となり、その対応に当たる。また、警察のほか顧問弁護士等に相談し、適切な措置を講ずる。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役6名(内社外取締役2名)で構成されており、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

取締役会において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

一方、各監査役は取締役会に出席し必要に応じ意見を述べると共に、監査役会において各取締役より業務執行状況の聴取を定期的に行っております。

更に常勤監査役は、経営会議等の各種重要会議に出席すると共に、監査計画に基づき、各営業拠点、工場並びに子会社の往査、重要な資産の確認、会計監査人・内部監査室並びに子会社監査役との定期及び必要に応じでの随時の情報交換、業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点の日常業務レベルでの把握、モニタリングを行い、より実効的な監査を通じて取締役の業務執行の適正性、妥当性確保に向けて経営監視機能の強化を図っております。

~~~~~  
(注) 事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 項 目                    | 金 額           | 項 目                     | 金 額           |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |               | <b>(負 債 の 部)</b>        |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>31,860</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>12,078</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 4,379         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 4,783         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産         | 10,009        | 電 子 記 録 債 務             | 3,140         |
| 電 子 記 録 債 権            | 2,486         | 短 期 借 入 金               | 500           |
| 商 品                    | 326           | 未 払 法 人 税 等             | 744           |
| 建 設 資 材                | 14,142        | 契 約 負 債                 | 1,001         |
| 仕 掛 品                  | 151           | 賞 与 引 当 金               | 655           |
| 貯 蔵 品                  | 82            | 役 員 賞 与 引 当 金           | 54            |
| そ の 他                  | 286           | 工 事 損 失 引 当 金           | 6             |
| 貸 倒 引 当 金              | △6            | そ の 他                   | 1,191         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>14,095</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,143</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,807</b>  | 繰 延 税 金 負 債             | 803           |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 1,411         | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 38            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 1,807         | 資 産 除 去 債 務             | 67            |
| 土 地                    | 4,421         | そ の 他                   | 234           |
| 建 設 仮 勘 定              | 0             | <b>負 債 合 計</b>          | <b>13,222</b> |
| そ の 他                  | 167           | <b>(純 資 産 の 部)</b>      |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>155</b>    | <b>株 主 資 本</b>          | <b>30,669</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>6,132</b>  | 資 本 金                   | 3,626         |
| 投 資 有 価 証 券            | 2,193         | 資 本 剰 余 金               | 5,227         |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 1,816         | 利 益 剰 余 金               | 23,597        |
| 繰 延 税 金 資 産            | 14            | 自 己 株 式                 | △1,780        |
| そ の 他                  | 2,165         | <b>その他の包括利益累計額</b>      | <b>2,064</b>  |
| 貸 倒 引 当 金              | △57           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,305         |
|                        |               | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 758           |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>32,733</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>45,955</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>45,955</b> |

連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 40,340 |
| 売上原価            |     | 32,505 |
| 売上総利益           |     | 7,834  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 5,724  |
| 営業利益            |     | 2,110  |
| 営業外収入           |     |        |
| 受取利息            | 19  |        |
| 受取配当金           | 68  |        |
| 受取地代家賃          | 391 |        |
| 売電収入            | 63  |        |
| その他             | 92  | 634    |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 6   |        |
| 不動産賃貸費用         | 34  |        |
| 固定資産処分損         | 12  |        |
| 売電費用            | 26  |        |
| その他             | 2   | 81     |
| 経常利益            |     | 2,663  |
| 特別利益            |     |        |
| 固定資産売却益         | 13  |        |
| 投資有価証券売却益       | 157 | 170    |
| 特別損失            |     |        |
| 固定資産売却損         | 1   | 1      |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 2,832  |
| 法人税、住民税及び事業税    |     | 984    |
| 法人税等調整額         |     | △117   |
| 当期純利益           |     | 1,965  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 1,965  |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結株主資本等変動計算書

（2025年4月1日から  
2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |            |            |        |             | その他の包括利益累計額                   |                           |                                 | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------|---------|------------|------------|--------|-------------|-------------------------------|---------------------------|---------------------------------|------------|
|                         | 資本金     | 資 本<br>剰余金 | 利 益<br>剰余金 | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 退職給付に<br>係 る 調 整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高               | 3,626   | 5,206      | 22,097     | △1,010 | 29,918      | 671                           | 335                       | 1,007                           | 30,926     |
| 当 期 変 動 額               |         |            |            |        |             |                               |                           |                                 |            |
| 剰余金の配当                  |         |            | △465       |        | △465        |                               |                           |                                 | △465       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |         |            | 1,965      |        | 1,965       |                               |                           |                                 | 1,965      |
| 自己株式の取得                 |         | △0         |            | △898   | △898        |                               |                           |                                 | △898       |
| 自己株式の処分                 |         | 21         |            | 127    | 148         |                               |                           |                                 | 148        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |            |            |        |             | 634                           | 422                       | 1,057                           | 1,057      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | 21         | 1,500      | △770   | 750         | 634                           | 422                       | 1,057                           | 1,807      |
| 当 期 末 残 高               | 3,626   | 5,227      | 23,597     | △1,780 | 30,669      | 1,305                         | 758                       | 2,064                           | 32,733     |

## 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数　２社  
連結子会社の名称は、フジ運輸株式会社、ディ・ケイ・コム株式会社であります。
2. 持分法の適用に関する事項  
該当する会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券  
    その他有価証券  
        市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
        株式等以外のもの  
            の  
        市場価格のない……………移動平均法による原価法  
        株式等
- ② 棚卸資産  
    建　設　資　材……………先入先出法による原価から減耗費を控除する方法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
    商　品・貯　蔵　品……………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
    仕　掛　品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産……………定額法  
    （リース資産を除く）
- ② リース資産……………・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。  
                              ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。
- ③ 無形固定資産……………定額法  
    （リース資産を除く）  
                              但し、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- ④ 投資その他の資産……………投資不動産については定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金……………請負工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

工事売上高の計上基準

一定の期間にわたり履行義務が充足される履行義務については、連結子会社の工期がごく短い又は金額的重要性が乏しい工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事については、工事が完成し、顧客への引渡しが完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。

## 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたる履行義務の充足により認識する収益

(1) 当連結会計年度に計上した金額

(単位：百万円)

|                                           |        |
|-------------------------------------------|--------|
| 売上高のうち一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法によった完成工事高 | 13,300 |
|-------------------------------------------|--------|

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社では、当連結会計年度末までの工事進捗部分について、連結子会社の工期がごく短い又は金額的重要性が乏しい工事を除き、履行義務の充足が認められる工事について一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積り工事原価総額に対する発生原価に基づくインプット法を用いております。

当該方法により認識される完成工事高は、工事ごとに工事収益総額、工事原価総額を見積り、工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定された進捗度を、工事収益総額に乗じて算出しております。

工事は施工場所、施工条件等によって様々であり、工事原価総額の見積りは個別性が強く、工事案件ごとの実行予算によって行っております。当該見積りに用いられる主要な仮定は工程進捗に伴う外注費や経費等であります。

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、工事着工後に、事前予測が困難な事象が発生したことにより見積り変更が生じた場合、翌連結会計年度の完成工事高に影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 当連結会計年度の受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

|      |           |
|------|-----------|
| 受取手形 | 132百万円    |
| 売掛金  | 8,979百万円  |
| 契約資産 | 897百万円    |
| 計    | 10,009百万円 |

2. 減価償却累計額

|        |           |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 10,677百万円 |
|--------|-----------|

## 招集のご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

- 計算書類

監查報告書

| 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 普通株式  | 利益剰余金 | 689             | 200.0           | 2026年3月31日 | 2026年6月29日 |

- 40 –

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|         | 連結貸借対照表計上額 | 時価    | 差額 |
|---------|------------|-------|----|
| 投資有価証券  |            |       |    |
| その他有価証券 | 2,193      | 2,193 | －  |
| 資産計     | 2,193      | 2,193 | －  |

(注) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるものが大半を占めており時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

| 区分      | 時価    |      |      |       |
|---------|-------|------|------|-------|
|         | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券  |       |      |      |       |
| その他有価証券 |       |      |      |       |
| 株式      | 2,193 | －    | －    | 2,193 |
| 資産計     | 2,193 | －    | －    | 2,193 |

### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

該当事項はありません。

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸土地を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益388百万円は営業外収益に、賃貸費用34百万円は営業外費用に計上しております。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価    |
|------------|-------|
| 1,447      | 8,442 |

(注) 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 売 上 形 態 |       |        |       |       | 合計     |
|---------------|---------|-------|--------|-------|-------|--------|
|               | 販売収入    | 賃貸収入  | 工事収入   | 運送収入  | 加工料収入 |        |
| 顧客との契約から生じる収益 | 13,613  | 5,299 | 14,897 | 3,328 | 3,200 | 40,340 |
| その他の収益        | －       | －     | －      | －     | －     | －      |
| 外部顧客への売上高     | 13,613  | 5,299 | 14,897 | 3,328 | 3,200 | 40,340 |

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

## (1)販売収入

顧客と販売契約を締結し、資材の出庫または引き渡した時点において顧客に当該資材に対する支配が移転したと判断したことで履行義務が充足され、収益を計上しております。

## (2)賃貸収入

顧客と賃貸契約を締結し、資材を出庫または引き渡した時点から入庫までの賃貸期間にわたり充足される履行義務に対して収益を期間計上しております。

## (3)工事収入

一定の期間にわたり履行義務が充足される履行義務については、連結子会社の工期がごく短い又は金額的重要性が乏しい工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事については、工事が完成し、顧客への引渡し完了した時点で収益を認識しております。

## (4)運送収入

資材を顧客の指定した場所に運搬する（あるいは、当該場所から引き取る）契約で、運搬車上への積卸時に納品書または受取書が取り交わされた時点で履行義務が充足され収益を計上しております。

## (5)加工料収入

## ①整備加工

顧客と整備料を合意締結し、顧客が便益を享受した後の資材を当社が引き取り、検収・合意の時点で履行義務が充足され収益を計上しております。

## ②受注加工

顧客と受注加工契約を締結し、資材の出庫または引き渡した時点において顧客に当該資材に対する支配が移転したと判断したことで履行義務が充足され、収益を計上しております。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

## (1)顧客との契約から生じた契約資産ならびに契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：百万円)

|               | 期首残高   | 期末残高   |
|---------------|--------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 11,321 | 11,599 |
| 契 約 資 産       | 951    | 897    |
| 契 約 負 債       | 1,183  | 1,001  |

(2)残存履行義務に配分した取引価格  
当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産額 1,898円46銭
- 2. 1株当たり当期純利益 110円60銭

(注) 当社は、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年3月11日開催の取締役会の決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割を行っております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

- 1. 株式分割の目的  
当社普通株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えるとともに、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。
- 2. 株式分割の概要
  - (1) 分割の方法  
2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株につき、5株の割合をもって分割いたします。
  - (2) 分割により増加する株式数
    - 株式分割前の発行済株式総数 4,000,000株
    - 今回の株式分割により増加する株式数 16,000,000株
    - 株式分割後の発行済株式総数 20,000,000株
    - 株式分割後の発行可能株式総数 73,833,500株
  - (3) 株式分割の日程
    - 基準公告日 2026年3月13日
    - 基準日 2026年3月31日
    - 効力発生日 2026年4月1日
  - (4) 1株当たり情報に及ぼす影響  
株式分割に及ぼす影響は、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。
- 3. 株式分割に伴う定款の一部変更
  - (1) 定款変更の理由  
今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、取締役会決議により2026年4月1日をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。
  - (2) 定款変更の内容  
変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                               | 変更後定款                                                      |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br>14,766,700株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>73,833,500株</u> とする。 |

- (3) 定款変更の日程  
効力発生日 2026年4月1日

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 項 目             |  |  |  |  | 金 額    | 項 目               |  |  |  |  | 金 額    |
|-----------------|--|--|--|--|--------|-------------------|--|--|--|--|--------|
| (資 産 の 部)       |  |  |  |  |        | (負 債 の 部)         |  |  |  |  |        |
| 流 動 資 産         |  |  |  |  | 30,248 | 流 動 負 債           |  |  |  |  | 11,613 |
| 現 金 及 び 預 金     |  |  |  |  | 3,235  | 電 子 記 録 債 務       |  |  |  |  | 3,138  |
| 受 取 手 形         |  |  |  |  | 132    | 買 掛 金             |  |  |  |  | 4,541  |
| 電 子 記 録 債       |  |  |  |  | 2,359  | 短 期 借 入 金         |  |  |  |  | 500    |
| 売 掛 金           |  |  |  |  | 8,778  | 未 払 金             |  |  |  |  | 617    |
| 契 約 資 産         |  |  |  |  | 845    | 未 払 費 用           |  |  |  |  | 420    |
| 商 設 資 産         |  |  |  |  | 326    | 未 払 法 人 税 等       |  |  |  |  | 669    |
| 建 設 資 材         |  |  |  |  | 14,142 | 前 受 収 益 金         |  |  |  |  | 31     |
| 仕 掛 蔵 品         |  |  |  |  | 94     | 預 約 負 債           |  |  |  |  | 25     |
| 貯 蔵 品           |  |  |  |  | 61     | 契 約 引 当 金         |  |  |  |  | 1,001  |
| 前 払 費 用         |  |  |  |  | 178    | 賞 与 引 当 金         |  |  |  |  | 592    |
| そ の 他 金         |  |  |  |  | 99     | 役 員 賞 与 引 当 金     |  |  |  |  | 43     |
| 貸 倒 引 当 金       |  |  |  |  | △6     | 工 事 損 失 引 当 金     |  |  |  |  | 6      |
|                 |  |  |  |  |        | そ の 他             |  |  |  |  | 24     |
| 固 定 資 産         |  |  |  |  | 12,607 | 固 定 負 債           |  |  |  |  | 701    |
| 有 形 固 定 資 産     |  |  |  |  | 7,159  | 繰 延 税 金 負 債       |  |  |  |  | 427    |
| 建 構 物           |  |  |  |  | 1,240  | 繰 延 税 金 負 債       |  |  |  |  | 67     |
| 機 械 装 置         |  |  |  |  | 160    | 繰 延 税 金 負 債       |  |  |  |  | 205    |
| 車 両 運 搬 具       |  |  |  |  | 1,304  | 繰 延 税 金 負 債       |  |  |  |  |        |
| 工 具 器 具 備 品     |  |  |  |  | 34     |                   |  |  |  |  |        |
| 土 地             |  |  |  |  | 79     |                   |  |  |  |  |        |
| リ ー ス 資 産       |  |  |  |  | 4,269  |                   |  |  |  |  |        |
| 建 設 仮 勘 定       |  |  |  |  | 71     |                   |  |  |  |  |        |
|                 |  |  |  |  | 0      |                   |  |  |  |  |        |
| 無 形 固 定 資 産     |  |  |  |  | 151    |                   |  |  |  |  |        |
| ソ フ ト ウ ェ ア     |  |  |  |  | 146    |                   |  |  |  |  |        |
| そ の 他           |  |  |  |  | 5      |                   |  |  |  |  |        |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 |  |  |  |  | 5,295  |                   |  |  |  |  |        |
| 投 資 有 価 証 券     |  |  |  |  | 2,193  |                   |  |  |  |  |        |
| 関 係 会 社 株 式     |  |  |  |  | 449    |                   |  |  |  |  |        |
| 前 払 年 金 費 用     |  |  |  |  | 709    |                   |  |  |  |  |        |
| 投 資 不 動 産       |  |  |  |  | 1,316  |                   |  |  |  |  |        |
| そ の 他 金         |  |  |  |  | 684    |                   |  |  |  |  |        |
| 貸 倒 引 当 金       |  |  |  |  | △57    |                   |  |  |  |  |        |
|                 |  |  |  |  |        |                   |  |  |  |  |        |
| 資 産 合 計         |  |  |  |  | 42,856 | 株 主 資 本           |  |  |  |  | 29,235 |
|                 |  |  |  |  |        | 資 本 金             |  |  |  |  | 3,626  |
|                 |  |  |  |  |        | 資 本 剰 余 金         |  |  |  |  | 5,227  |
|                 |  |  |  |  |        | 資 本 準 備 金         |  |  |  |  | 5,205  |
|                 |  |  |  |  |        | そ の 他 資 本 剰 余 金   |  |  |  |  | 21     |
|                 |  |  |  |  |        | 利 益 剰 余 金         |  |  |  |  | 22,163 |
|                 |  |  |  |  |        | 利 益 準 備 金         |  |  |  |  | 906    |
|                 |  |  |  |  |        | そ の 他 利 益 剰 余 金   |  |  |  |  | 21,256 |
|                 |  |  |  |  |        | 買 換 資 産 特 定 積 立 金 |  |  |  |  | 348    |
|                 |  |  |  |  |        | 別 途 積 立 金         |  |  |  |  | 16,950 |
|                 |  |  |  |  |        | 繰 越 利 益 剰 余 金     |  |  |  |  | 3,958  |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監查報告書

# 損 益 計 算 書

( 2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

| 項 目          | 金 額 | 金 額    |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 37,484 |
| 売上原価         |     | 30,388 |
| 売上総利益        |     | 7,096  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 5,416  |
| 営業利益         |     | 1,679  |
| 営業外収入        |     |        |
| 受取利息         | 18  |        |
| 受取配当金        | 68  |        |
| 受取地代家賃       | 397 |        |
| 売電収入         | 63  |        |
| その他          | 83  | 631    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 6   |        |
| 不動産賃貸費用      | 34  |        |
| 固定資産処分損      | 12  |        |
| 売電費用         | 26  |        |
| その他          | 2   | 80     |
| 経常利益         |     | 2,230  |
| 特別利益         |     |        |
| 固定資産売却益      | 9   |        |
| 投資有価証券売却益    | 157 | 166    |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産売却損      | 1   | 1      |
| 税引前当期純利益     |     | 2,395  |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | 845    |
| 法人税等調整額      |     | △120   |
| 当期純利益        |     | 1,671  |

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |            |             |           |            |         |             |             |
|-------------------------|---------|-----------|------------|-------------|-----------|------------|---------|-------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |            |             | 利 益 剰 余 金 |            |         |             |             |
|                         |         | 資 本 準備金   | その他 資本 剰余金 | 資 本 剰余金 合 計 | 利 益 準備金   | その他利益剰余金   |         |             | 利 益 剰余金 合 計 |
|                         |         |           |            |             |           | 買換資産特定 積立金 | 別 途 積立金 | 繰 越 利 益 剰余金 |             |
| 当 期 首 残 高               | 3,626   | 5,205     | 0          | 5,206       | 906       | 348        | 16,950  | 2,752       | 20,957      |
| 当期変動額                   |         |           |            |             |           |            |         |             |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |            |             |           |            |         | △465        | △465        |
| 当 期 純 利 益               |         |           |            |             |           |            |         | 1,671       | 1,671       |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           | △0         | △0          |           |            |         |             |             |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         |           | 21         | 21          |           |            |         |             |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |            |             |           |            |         |             |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | 21         | 21          | －         | －          | －       | 1,205       | 1,205       |
| 当 期 末 残 高               | 3,626   | 5,205     | 21         | 5,227       | 906       | 348        | 16,950  | 3,958       | 22,163      |

|                      | 株主資本   |        | 評価・換算差額等      |             | 純資産合計  |
|----------------------|--------|--------|---------------|-------------|--------|
|                      | 自己株式   | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 |        |
| 当 期 首 残 高            | △1,010 | 28,779 | 671           | 671         | 29,450 |
| 当期変動額                |        |        |               |             |        |
| 剰 余 金 の 配 当          |        | △465   |               |             | △465   |
| 当 期 純 利 益            |        | 1,671  |               |             | 1,671  |
| 自 己 株 式 の 取 得        | △898   | △898   |               |             | △898   |
| 自 己 株 式 の 処 分        | 127    | 148    |               |             | 148    |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） |        |        | 634           | 634         | 634    |
| 当 期 変 動 額 合 計        | △770   | 456    | 634           | 634         | 1,090  |
| 当 期 末 残 高            | △1,780 | 29,235 | 1,305         | 1,305       | 30,541 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

株式等以外のもの

の

市場価格のない……………移動平均法による原価法

株式等

##### (2) 棚卸資産

建設資材……………先入先出法による原価から減耗費を控除する方法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品・貯蔵品……………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

##### (2) リース資産……………・所有権移転ファイナンスリース・リース取引に係るリース資産であり、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

##### (3) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

但し、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (4) 投資その他の資産……………投資不動産については定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

##### (4) 工事損失引当金……………請負工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれる金額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- なお、当事業年度末日では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度より費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準
- 工事売上高の計上基準  
一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

会計上の見積りに関する注記

- 一定の期間にわたる履行義務の充足により認識する収益
- (1) 当事業年度に計上した金額 (単位：百万円)
- |                                           |        |
|-------------------------------------------|--------|
| 売上高のうち一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法によった完成工事高 | 12,122 |
|-------------------------------------------|--------|
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
- 当社は、当事業年度末までの工事進捗部分について、履行義務の充足が認められる工事について一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積り工事原価総額に対する発生原価に基づくインプット法を用いております。
- 当該方法により認識される完成工事高は、工事ごとに工事収益総額、工事原価総額を見積り、工事原価総額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定された進捗度を、工事収益総額に乗じて算出しております。
- 工事は施工場所、施工条件等によって様々であり、工事原価総額の見積りは個別性が強く、工事案件ごとの実行予算によって行っております。当該見積りに用いられる主要な仮定は工程進捗に伴う外注費や経費等であります。
- これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、工事着工後に、事前予測が困難な事象が発生したことにより見積り変更が生じた場合、翌事業年度の完成工事高に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額
- 有形固定資産 8,797百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- 短期金銭債権 1百万円
- 短期金銭債務 143百万円

損益計算書に関する注記

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引        |          |
| 営業取引による取引高      |          |
| 売上高             | 2百万円     |
| 仕入高             | 1,133百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 15百万円    |

株主資本等変動計算書に関する注記

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 1. 当事業年度末日における自己株式の数 | 551,550株 |
| 2. 自己株式に関する事項        |          |

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加      | 減少     | 当事業年度末  |
|-------|---------|---------|--------|---------|
| 普通株式  | 421,019 | 170,131 | 39,600 | 551,550 |

(注) 当社は、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を実施しておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

税効果会計に関する注記

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 |           |
| (繰延税金資産)               |           |
| 貸倒引当金                  | 20百万円     |
| 賞与引当金                  | 186百万円    |
| 未払事業税                  | 41百万円     |
| 退職給付引当金                | 69百万円     |
| 減損損失                   | 365百万円    |
| 新基幹システム開発費             | 128百万円    |
| その他                    | 159百万円    |
| 繰延税金資産小計               | 970百万円    |
| 評価性引当額                 | △395百万円   |
| 繰延税金資産合計               | 574百万円    |
| (繰延税金負債)               |           |
| 固定資産圧縮積立金              | △158百万円   |
| 退職給付信託設定益              | △89百万円    |
| 退職給付信託財産評価損            | △116百万円   |
| その他有価証券評価差額金           | △598百万円   |
| 収益認識会計基準による影響額         | △10百万円    |
| その他                    | △28百万円    |
| 繰延税金負債合計               | △1,002百万円 |
| 繰延税金負債の純額              | △427百万円   |

関連当事者との取引に関する注記

重要な取引がないため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,771円31銭
2. 1株当たり当期純利益

94円04銭
- (注) 当社は、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、記載を省略しております。

招集  
ご  
通知

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

事  
業  
報  
告

連  
結  
計  
算  
書  
類

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告  
書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

丸藤シートパイル株式会社  
取締役会 御中

八重洲監査法人  
東京都千代田区

|                |               |
|----------------|---------------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 辻 田 武 司 |
| 業務執行社員         | 公認会計士 山 田 英 二 |
| 業務執行社員         | 公認会計士 伊 藤 裕 之 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸藤シートパイル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸藤シートパイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるか

どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

丸藤シートパイル株式会社  
取締役会 御中

八重洲監査法人  
東京都千代田区

|                |               |
|----------------|---------------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 辻 田 武 司 |
| 業務執行社員         | 公認会計士 山 田 英 二 |
| 業務執行社員         | 公認会計士 伊 藤 裕 之 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸藤シートパイル株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する

必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2024年3月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価選定に係る相当性に関して検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

丸藤シートパイル株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 米 山 和 希 ㊞

常 勤 監 査 役 深 堀 眞 二 ㊞

社 外 監 査 役 内 山 裕 ㊞

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会 場

航空会館 5階会議室 東京都港区新橋一丁目18番1号

交 通

J R

東京メトロ銀座線・都営浅草線

都営三田線

①「新橋」駅下車 日比谷口 徒歩6分

②「新橋」駅下車 7番出口 徒歩6分

③「内幸町」駅下車 A2出口 徒歩1分

